

上市町に住む若い世帯を応援します

～ 上市町若年世帯定住促進事業 ～

1 目的

上市町内において、住宅を取得・新築・増改築し、かつ居住する若年世帯に対して、補助金を交付することにより定住の促進を図るとともに、地方創生を推進することを目的としています。

2 補助金額

補助金拡充

世帯	住宅	行為	住宅団地の内外	町内在住・転入の別	補助金額 (拡充前)
若年世帯 ^(注1) (夫婦合わせて80歳未満の世帯等)	戸建住宅 ^(注2)	取得 新築 増改築	住宅団地 ^(注3)	転入世帯 ^(注4)	100万円 (50万円)
				町内在住世帯	50万円 (20万円)
			それ以外	転入世帯 ^(注4)	80万円 (40万円)
				町内在住世帯	40万円 (20万円)

令和4年度～

新規

中学生以下の子供
1人につき、20万円を
加算

若年世帯・子供2人の場合、
最大165万円の補助

子供加算と補助金の拡充をあわせ
県内トップクラスの補助金額

※ 中古住宅を取得する場合は、上記金額の半額になります(ただし、子供の加算は満額を交付)



太陽光発電の補助金を加算 (H31年度～)

- ・ 太陽光発電システムを設置 補助金上限 10万円
 - ・ 蓄電池付太陽光発電システムを設置 補助金上限 25万円
- ※若年世帯が住宅の取得に併せて設置するものに限りです。

注1：夫婦合わせて80歳未満の世帯又は世帯主が40歳未満で配偶者のいない世帯

注2：申請する住宅部分の登記面積が75㎡以上の住宅で、対象の行為が令和4年4月1日から令和5年3月31日の間になされるもの^(注4)(建物の登記が令和5年3月31日までに完了するもの)

注3：平成29年4月1日以降に新規に造成された10区画以上の住宅団地

注4：補助対象住宅の補助金の交付申請日の前日から2年以上継続して町外に住所を有していた世帯

注5：補助申請の期限は令和4年12月28日、報告の期限は令和5年3月31日とします。

3 その他

補助金を受給後10年以内に住宅を売り払い、若しくは町外に住所地を変更した場合、又は虚偽の申請をしていた場合は、補助金を返還していただく場合があります。



お問い合わせ

上市町 建設課 管理建築班

電話：(076) 472-1111 (内線318)

メール：k.kenchiku@town.kamiichi.toyama.jp

ホームページ：http://www.town.kamiichi.toyama.jp/top.aspx

(検索サイトで「上市町」「若年世帯」と検索してください。)